

## ジャン・ボダン主権概念の遊牧民的起源

——前4千年紀，遊牧三階層における権力構造とその後の主権概念の展開——

中川 洋一郎

はじめに——史上初の主権者としての牧夫たち——

- I. 16世紀，主権概念の台頭
  - II. 主権概念の生成におけるヒト・動物関係の意義
  - III. 中世から近代への移行期におけるボダン主権論の意義
- おわりに——初期遊牧組織における権力のあり方と主権概念の展開——

はじめに——史上初の主権者としての牧夫たち——

16世紀後半に，フランスの思想家，ジャン・ボダン（Jean BODIN 1529/1530-1596）が *souveraineté*（主権）の属性を，「至高・絶対・恒久・唯一・不可分」と規定した時，実は，暴君をも含む恐ろしい専制権力を含意していた。それ以来，「主権」概念は，大きく展開して，今日では，その内実も変容し，「国民主権」という概念が定着するまでに至った。16世紀にボダンによって提起された主権概念に比べると，現在の「国民主権」は，いわば飼い慣らされた大人しい概念である。当節，昭和憲法に，「主権者たる国民」などと謳われていても，その自己矛盾的性格が根底的に疑問視されることはほとんどないし，その妥当性・正当性は，ほぼ当然のこととして受け止められている。しかし，その原初的な規定から見ると，*le souverain*（主権者）とは，本来，暴君を含む恐ろしい「一人」の専制君主であり，「善良で，どこにでもいる平凡な一国民」などという，われわれ一般の日本人が懐く主権者のイメージとはおよそかけ離れた対極にある存在である。その限りで，*souveraineté*（主権）そのものももとの意味は，少なくとも「主権者たる国民」である普通の日本国民から見ると，違う世界からやって来た理解困難で，極めて特異な内容を持っている。

ボダンが生きた16世紀は，中世から近代への橋渡しの時期である。ヨーロッパ中世社会は，分権的であり，国家形成は未だ完成していなかった。いわゆる封建制の終焉が現実味を帯びてきた16世紀，西ヨーロッパにおける時代の要請・課題こそ，中央集権国家の形成であった。なぜなら，対外的には，南から振興著しいオスマン帝国が着々と勢力圏を拡大して，ヨーロッパを襲おうとしていたし，対内的には，新教徒と旧教徒との対立が凄惨な殺戮に至るほど深刻化していたから

である。ボダンは、「内外の危機からヨーロッパを救うためには、中央集権国家樹立が不可欠である。その内容こそが主権であり、主権概念に盛り込まれた至高・絶対・恒久・唯一・不可分こそ、その条件だ」と主張した。ボダンは、国家という組織としてまとまるためには、主権という恐ろしい専制権力が不可欠だと考えていた。その組織が国家たるためには、そもそも「至高的で、絶対的で、不可分」の権力がなければならないという、(本稿で言う)遊牧民起源の「牧夫の思想」が彼の思想的背景にあった。

その一方で、彼は、敬虔なキリスト教徒の立場から、狂信的な魔女狩りを肯定する理論を展開して、異端審問官たちによる「魔女」迫害を思想的に支援し、多数の「魔女」たちを無辜の死に追いやることに加担した。《近代的》な主権概念と異教徒迫害への狂信性という得体の知れない思想、同一人物における(現代人から見ると)矛盾する二つの信念の共存という薄気味の悪さ、ここに、ボダンの独創性・特異性・時代性があった。それは同時に、ヨーロッパの《近代》が持つおぞましき・いかがわしきでもあった。

なぜ、主権の原意が、現代日本人の想像を絶する恐ろしい観念であったのか。それは、第一に、「生存のためには、国家を形成しなければならない。国家形成は確固たる中央集権の権力によって可能となる」と、ボダンを始めとする当時の人々が考えたからである。当時のヨーロッパでは、オスマン帝国という、強力な外敵の存在によるヨーロッパ存立への脅威が高まり、早急に中央集権的な体制を整える必要があった。それには専制的な権力を形成して、国家としてまとまらなければならないかった。その観念的な表現が *souveraineté* (主権) であった。

ところで、ヨーロッパ思想の伝統において、専制あるいは独裁というような、主権者のかかる暴力的な属性に、ヒトの動物観という視角から注目する流れがある。中でも、フランスの現代哲学者、ジャック・デリダ(1930-2004)は晩年、集中的にこの問題を検討していた。彼は、獣も主権者も、ともに「法の外にある」存在として、執拗に思考を重ねていた。つまり、主権については、ヒトと動物との関係という世界の中で醸成されたというのが、デリダの考えであった。主権者は、動物がいる世界で、動物との関係の中で、初めて生成した。

従って、なぜ、主権の原意が、現代日本人の想像を絶する恐ろしい観念であったのかという問いに対する第二の答えは、そもそも「ヒトと動物との関係」の中で、恐ろしい権力の原基的表象が彼らヨーロッパ人には醸成されていて、対動物という関係の中で *le souverain* (主権者) という機能・職能が生まれ、確立されていたからだと言えよう。

今から8千年ほど前に家畜化が始まって、ヒトと動物との関係が変わった。とりわけ、ヒトと動物との関係が決定的に転換したのが、今からおよそ7千年前に遊牧民が誕生した時である。この時、牧夫が、通常は単独で、巨大な家畜群(その典型的事例が、数百頭のヒツジ)を自由自在に操って、その生命を消尽するという、ひとつの組織が成立した。この組織でこそ、一人の人間が多数の他者(この場合は家畜だが)に対して、主権者として、究極的には殺害するという、絶対的

な専制権力を振るうという状況が、歴史上初めて出現した。

かくて、主権とは、もともとは、「初期遊牧組織における三階級構造」において、家畜群に対して、牧夫が有する暴力・強制力を表象化したところに起源を持っている。つまり、主権とは、原インド・ヨーロッパ語族民が開発し、その後継者たちが歴史の渦中で自家葉籠中のイデオロギーへと発展させた概念であり、それを実現した体制である。現在でも、主権にまつわる多くの問題が議論されているが、原インド・ヨーロッパ語族民による「初期遊牧組織における三階級構造」に主権概念の起源を確定することで、主権をめぐる多くの難問に解決の糸口を見出すことが可能になるのではないか。

## I. 16世紀, 主権概念の台頭

### 1. ボダンによる主権の規定とそれをめぐる議論

主権の歴史に関する現在の定説的な見解によると、*souveraineté* (主権) なる概念がはっきりと定式化されたのは、16世紀後半にフランスの法学者・思想家・宗教家、ジャン・ボダンが *Les six livres de la République* 『国家論』を公表した時である<sup>1)</sup>。もともと、ボダン自身は、必ずしも整理された形では主権を定義していない。従って、何をもって主権概念の諸属性とするかは、これ自体、論議の対象となりうるが、おおむね、その時のボダンによる主権の規定は、「最高、絶対、恒久、唯一、不可分の権力」とまとめることができるであろう。毛織大順が、60年以上前に、ボダンの原著第1巻第8章を要約して、以下のように解説している。

主権 ボーダンの従えば、国家とは「いくつかの家族及びそれらに共通なものの、主権を有

1) 主権概念に関しては膨大な学問的蓄積がある。主権概念史においてボダンが重要な位置を占めるのは間違いないだろう。例えば、カール・シュミットが、ボダンに関して、「過去四百年近くにわたる西洋史の基準と方向を決めた転換期、……その決定的発端は一六世紀後半にある。……フランスにおいて、国家と主権の概念に最初の権威的な法的定式化がなされ、『主権国家』という特殊な組織形態がヨーロッパ諸国民の意識にのぼった。……ジャン・ボダン、周知のように彼こそ最初の主権の定義者である」(シュミット 1972: 130-135) などと、高い評価を与えている。しかし、「定式化した」というのはいささか過大な評価かも知れない。例えば、ダントレーヴによると、主権にまつわる議論は中世以来の政治思想の伝統を背景にしているため、当時、ボダンのみが主権概念を提起したわけではなかった。「主権というのは、もちろん、比較的新らしい時代の表現である。第十六世紀のフランスの著作家ボダン (Bodin) は、みずからその発明者であると主張した。しかし、彼自身の承認し、彼と同時代の人々が目ざとく指摘したように、この概念は、中世において既に結実していた或一つの思想的伝統に遡るものであった」(ダントレーヴ 1952: 99) というのが妥当な評価であろう。ただし、本稿では、「牧夫こそが、史上最初の *le souverain* (主権者) であった」という視角から、主権概念そのものの起源とその後の展開を追究する試みの一環として、ボダン主権論に焦点を当てている。

する正しい統治体」である。国家と国家以外の団体とは主権の有無に依つて区別される。然らば主権とは何か？ 主権とは恒久的且つ絶対的な権力である。先づ、絶対的権力とは何ものにも従属しないところの最高の権力である。若し主権者が何人かに従属するとするならば、奴隷が主人に命令することが可能となるであらう。次に、恒久的権力とは、その任務に於ても期間に於ても、無制限の権力である。ローマの独裁官は絶対権力を行使したので、一見したところ主権者のやうに思われるけれども、決してそうではない。何故ならば、独裁官は特定の任務（例えば戦争や内乱に対処する為めの）と特定の期間（例えば三ヶ月とか半年とかの）を限つて、絶対権力を賦与されたに過ぎないからであり、従つて、その任務が終了し、又は期間が経過した時は、その権力を喪つたからである。独裁官は、謂はば、主権の受託者であり、保管者であるに過ぎない。更に、主権は唯一、不可分である。若し主権の分割が可能であるとするならば、ある者がある場合には主権者となり、他の者が他の場合には主権者となるであらう。換言すれば、前者は第二の場合には主権者ではなく、後者は第一の場合には主権者ではないであらう。かやうなことは明かに馬鹿げたことであり、主権の最高絶対性と全く両立せず且つ自然の条理に反する（毛織 1955：146）。

主権概念における最初の規定である「最高性（至高性）」については、ボダンによると、三つの特徴を指摘できる<sup>2)</sup>。最高性の命題1は「主権者は自己に上位する政治的権威を認めない」、すなわち、「自存・独立」していることである。最高性の命題2は、「主権者の命令としての法は、領土内の全臣民に対しあまねく適用・執行される」、すなわち、対内的優越であり、「主権」の〈最高性〉とは、この立法権能を前提としつつ、主権者の命令としての法への服従を全臣民に徹底させることを意味し、かつ、その場合、他者の同意・許諾は一切不要とされることである。最高性の命題3は「複数の主権者の地位関係は相互に対等である」、すなわち、「小国の君主も、この地上における最大の君主国の君主も、主権者という点で対等である」（高山 2006：97-98）。ここでは、相互対等性が謳われている。

---

2) 高山巖によると、「ボダンの『国家論』にはフランス語版（1576）とラテン語版（1586）とがあるが、主権の定義として“最高の”（*summus*）という表現が使われているのは、ラテン語版においてである。フランス語版においては、主権が『国家の……絶対的且つ永続的権力（*puissance absolue et perpétuelle*）』とされ、“最高の”という語は見られないのにたいし、ラテン語版において、『大権（*majestas*）』とは、……最高にして且つ法を超越する権力（*summa...legibusque soluta potestas*）』という定義が示されているのである（I-8：179）」高山 2006：97）。なお、引用文中の（I-8：179）は、ボダンの原書 BODIN（1576）における巻・章・頁を示す（以下同様）。また、イエリネクによると、「一五世紀には、いかなる上位者をも認めない共同体だけが完全な意味における国家（レスプブリカ）とよばれる。それによって国家という新しい概念規定に対する最初のきっかけが与えられる。このように独立を強調することは古代ギリシア-ローマの国家学には無縁のものであった」（イエリネク 1976：361）。

以上の議論を要約すると、主権概念とは、「政治共同体の中に究極的かつ絶対的 (final and absolute) な政治的権威が存在するという観念であり、そして、もしこの言明が、『他のどこにも究極的かつ絶対的な権威は存在しない』という言葉で続けられたのなら、先の定義に補完すべきことは何もない」(HINSLEY 1986: 26)。

ボダンによる主権の定義において、第2項の絶対性とは、「無拘束性・無制約性」を意味した。すなわち、「絶対的」(absolu) はラテン語動詞 *absolvere* (拘束から解放する) の完了受動分詞 *absolutus* に由来し、そこから“無拘束の”、“無条件の”となる。ボダン自身、『負担と条件 (charges et conditions) を伴う権力は絶対的権力とは言えず、従って、主権ではない』(I-8, p.187) と述べて、主権の“無拘束性”、“無制約性”を強調している」(高山 2014: 247-248)。

すなわち、主権者は、法の外にある。「主権が絶対的な権力だとすれば、主権者は法の拘束から解放されている(法を超越している)のでなければならない。これが主権の〈絶対性〉の意味の核心である。この法は、主権者自身が制定した法であると、先人によるそれであると、或いは、慣習法であるとを問はない」(高山 2006: 98)。要するに、「絶対君主の意志が国民の意志によって全然左右されないところに絶対的という性格が賦与されている」(原 1963a: 83) のである。

## 2. 主権の絶対性と神法・自然法によるその制約

ボダンが *souveraineté* (主権) の属性を、上記のように、「最高・絶対・恒久・唯一・不可分」と規定した時、かかるボダンの主権概念の議論で、最も論議を呼んだのが、主権の「絶対性」であった。なぜなら、主権の絶対性とは、暴君をも許容する恐ろしい専制権力を推奨したかに見えたからである。

この点について、高山巖は、「では、この〈絶対性〉をもってボダンは、主権者の事実上の(無法性・専横性という意味における)“法からの解放”を強調しようとしたのか? 否である。それどころか、むしろ、彼は、主権者に対する法の拘束性をこそ重視しているからである」と述べたうえで、「ボダンの主権者は、正に、様々の“桎梏”故に思いのままに身動き出来ぬ状態に置かれているとする……。一方で、『法の超越』を謳いながら、他方で、『法の拘束』を強調するボダンの言辞には、理解し難いものがある……。[この] 矛盾と見えて実は矛盾ではない特別の論理ないしは原理」(高山 2006: 98-99) を解明することが、ボダンの主権絶対性論を理解する鍵だと述べている。

いずれにしろ、ボダンが提起した「絶対性」には制約があった。ボダンは、主権者は神法・自然法によって制約されると考えていたからである。ダントレーヴが次のように説明している。

実のところ、ボダンの言うところの主権者は、多くの桎梏で拘束されている。主権者は神の法と自然の法とに従わねばならず、財産や私的な慣習を尊重しなければならず、leges

imperii, 即ち, サリー法典の如く, 王位継承の順位を定め, 従って主権そのものを正当化する諸条件を定めているところの基本的な国政上の規定を, 変更したり廃止したりすることができないのである (ダントレーブ 1972: 124; I-8: 190, 197, 222).

主権者には, このように神法・自然法からの制約がある以上, それを守れる君主は「善良な君主であり, 然らざるものが暴君」<sup>3)</sup>ということになる。ボダンにとって, 君主国の中には, 正當的君主国・領主的君主国・暴君的君主国という三種があった。従って, ボダンが議論していた主権者には, 暴君も含意されていた<sup>4)</sup>。

しかし, それならば, いかにして「善良な君主」と「悪い君主 (暴君)」とを峻別するのか。つまり, 神法・自然法に適っているかどうかは誰が決めるのか。もし, 臣下から, 「陛下, あなたのなさっていることは神法・自然法に背いています。やめてください」といさめられて, 「おお, そうか。それなら, やめよう」などと, その諫言に従う君主は, そもそも暴君ではない。

確かに, 神法・自然法に従うのが「良い君主」である。しかし, 神法・自然法に適っているかは, 結局の所, 神のみぞ知る。

彼 [ボダン] は, 専制君主を中心とする中央集権制国家の理論づけを試みたのであるが, 君権の強化と君主の暴君化とを二つながら欲したのではなかった。彼が欲したのは前者であって, 後者ではなかった。然し主権を統治権と同視し, しかもそれが唯一, 不可分であるとし, 又, 立法権が主権者に専属すると言う彼の理論からは立憲主義思想は出て来なかった。換言すれば, 彼の理論からは君主の暴君化に対する法的保障は得られなかった。従って彼はその保障

3) 「これらの諸制約に服する主権者たる君主が善良な君主であり, 然らざるものが暴君である。かやうにボーダンは, 既に主権に関する章の中で, 一応善良な君主と暴君とを区別した。ボーダンが主権にこれらの制約を課し, 国家の觀念に正義の觀念を導入して, 国家を盜賊や海賊——正義の破壊者——の団体から区別したのは (Liv. I, ch.1.). 彼が主権を単なる物理的な力と考えないで, 合理的な力と考えたことを示すものであり (Church, *op. cit.* p. 220.), 又, 彼の秩序正しい国家に於ける理想の君主は開明専制君主であつたことを示すものと言えよう (Ibid. p. 222.)」(毛織 1955: 154).

4) 「上述のやうに, 君主国は, 主権が唯一人の君主に存する国家形態である。ところで, すべての君主国は, 或は正統的 (Royale ou Légitime) であり, 或は領主的 (Seigneuriale) であり, 或は暴君的 (Tyranique) である。正統的君主国とは, 人民が君主の法律に服従し, 君主が人民の自由と財産とを尊重し, 且つ自然法に服従するところのものである。領主的君主国とは, 君主が武力と戦勝とに依つて人民の財産と身体との主人となり, 恰も家長の奴婢に対するやうに, 人民を統治するところのものである。暴君的君主国とは, 君主が自然法を無視して, 自由人を奴隸のやうに取扱ひ, そして人民の財産も恰も自己の財産のやうに浪費するところのものである。これら三者はいずれも君主国であつて, ただ主権の運用の相異に依る政府形態の相異であるに過ぎない。そして同様の相異が貴族国や民主国に於ても見出される。即ち, 両者共に, 或は正統的であり, 或は領主的であり, 或は暴君的である」(毛織 1955: 149). なお, 毛織は, ボダン原著 Liv. II chap. 2, 3, 4 を参照している。

を神に求めざるを得なかった訳である（毛織 1955：156）。（なお、[ ] 内は引用者による。以下同様）

従って、「善良で且つ公正な君主と暴君との区別は、上述のやうに理論上は、一応可能である。然し実際上は、君主が神法や自然法に違反したかどうかを判定することは非常に困難である。何故ならば、同一人の君主がある人々には暴君とされ、他の人々には暴君とされないであらうからである。又、同様の場合に於て、ある君主は暴君とされ、他の君主は暴君とされない」（毛織 1955：156）のであるから、「良い君主」と暴君との区別は恣意的になってしまうだろう。

もちろん、ボダンは暴君を積極的に肯定していたわけではなく、いかにしてその出現を抑制するかを議論していたが、しかし、主権自体が恐ろしい権限を有することを前提としていた。いずれにしろ、その論理的な帰結として、「暴君もまた主権者である」（BODIN 1576：185）と、ボダンは考えていたのであり、君主が暴君化しないようにすることが、ボダンにとって肝要であった<sup>5)</sup>。すなわち、「強化された君権が暴君化しないことの保障」をいかにして見出すのが、ボダンの意図であった。

しかし、だからといって、ボダンは君主放伐論（モナルコマキ）に賛同しなかった。君主への抵抗権は、社会の混乱を来すから、認めないというのが、ボダンの基本的立場であった。第4巻第7章にある「最も激しい僭主制であっても無秩序よりは悲惨ではない」（BODIN 1576：208）という言葉からわかるように、抵抗権が認められることによって引き起こされるアナキー状態のほうが、暴君による苛酷な統治より、一層悪いものと彼は考えていた。

君主に対する神法・自然法による規制も、ボダンにおいては観念的・抽象的であり、実効性はなかった。そのうえ、ボダンは君主放伐論も肯定していなかったのであるから、彼が主権の正当性とした「droit 乃至 royale ou légitime は、……道徳的な意義」（原 1963a：90）を持つにすぎなかった。

### 3. 絶対主義とは、結局、恐ろしい専制権力を意味していた

神法・自然法による制約は、有名無実である以上、実際には暴君を「良い君主」から区別することはできなかったが、しかし、ボダンは、「それでも良い」と考えていた。なぜなら、彼は、君主放伐論を認めていなかったのであり、彼にとって君主放伐よりも重要なことがあったからであ

5) 「かやうに、ボダンは一方では暴君に反対しながら、他方では暴君放伐にもにわかにならな左袒しない。然しこのことは、暴君が許すべからざるものであるが、やむを得ないものとして黙認すべきであると言う意味ではない。一方に於て君権の強化を図れば、君主が暴君化する恐れがある。他方に於て人民に依る暴君放伐を無条件に承認すれば、正当な君主への反抗を惹起する恐れがある。そこで、かやうな危険を回避する為めには、君権を強化すると同時に、強化された君権が暴君化しないことの保障が見出されなければならない」（毛織 1955：145）。

る。

毛織大順によれば、マキャベリなどの暴君推奨派と反君主論者は国家破滅を企てる反国家主義者たちであり、ボダンは彼らと敵対して国家形成を図った。国家建設には、専制的な権力が必要であることを強く主張していた（毛織 1955：143-144）。その目的のために、法の一元的秩序の確立に邁進したのである<sup>6)</sup>。彼が絶対主義を標榜したのは、専制的な権力が国としての成立に不可欠だと考えたからである。ボダンは、絶対主義を優先した結果、主権自体の暴力性を理論的に排除できなかった。

ボダン主権論に関して、カール・シュミットによると、その場合、主権とは無制限の権力行使を容認していたのではなく、非常時における大権を想定していた<sup>7)</sup>。自然権とか、実定法とか、多様な議論を前提にして、カール・シュミットは、非常時という例外的な事態においては、絶対的な権力としての主権の正当性を認めていた<sup>8)</sup>。

ボダンが生きた16世紀は、中世から近代への橋渡しの時期である。ヨーロッパ中世社会は、分権的であり、国家形成は未だ完成していなかった。いわゆる封建制の終焉が現実味を帯びてきた16世紀前半、西ヨーロッパにおける時代の要請・課題こそ、国家形成であった。ボダンは、国家形成にはかかる恐ろしい専制権力が不可欠であり、国家という組織としてまとまるためには、つまり、国家形成には確固たる専制権力が不可欠だと考えていた。

ボダン主権論の目的こそ、そもそも「彼の国家論は、専制君主を中心とする中央集権制国家建

6) 「全然他の命令に服さず、自らの意志を法として宣布するところに主権の主権たる理由を認めるボダンにとって、絶対君主の意志が国民の意志によって全然左右されないところに絶対的という性格が賦与されているのである。即ち絶対的ということは、主権者対それ以外のすべての者との関係において現われてくるし、またそれだけではなくその関係に限定されているものである。主権を『国家の絶対的・恒久的権力』とすることによって、あらゆる法的混乱を統一し、法の一元的秩序の確立に邁進することも、結局はフランスという領域内での王権の権力集中を援護するものにほかならなかったのである」（原 1963a：83）。

7) 「シュミットによれば、ボダンの主権は例外状態を関心対象とし、その決定的重要性は、必要が逼迫したときに実定法の拘束や等族の抵抗を受けずに決断を下す無限定的権限として、それが措定された点にある。『（一般的・個別的な）実定法廃止権こそ、主権としからざるものとの本来的判別基準であり、ボダンは他の判別基準（宣戦講和権・官吏任命権・最上級裁判権・恩赦権等）をそこから演繹しようとしたのである』（PT：11 = 4f.）。シュミットは主権の諸標識を立法権に回収したうえで、これを例外の優位という視点に結びつけた」（宋 2013：28）。

8) 「主権者とは、例外状況にかんして決定をくださる者をいう」（シュミット 1971：11）。「近代的主権論の嚆矢とされるジャン・ボダンは主権を国家の権力として定義したが、シュミットによれば、ボダンを近代国家論の始祖たらしめているのは、その点にあるのではなく、主権者がどの程度、法に拘束され、諸身分に対して義務を負うのかを問うた点にある。ボダンは法的な拘束力や諸身分に対する義務が例外的状況において解除されるところに主権の本質を見出した、とシュミットは言う。この例外的状況の中で作用する絶対的な権力の観念が教皇主権論の中で彫琢されたのは先に述べたとおりである」（正村 2018：75）。



設の為めの理論であつた」(毛織 1995: 143)<sup>9)</sup>のであり、ボダンによると、主権は、暴君をも含む恐ろしい専制権力を含意していた。往年の国家主権論の権威・岩崎卯一によると、まさに主権とは、服従を強制する国家に固有の権力であり、その根源は、「[人間の] 生物的生命の破壊、つまり、死にまで追いつめる物理的な圧力」(岩崎 1960: 4)にあった。主権、すなわち、それは誠に恐ろしい暴力であった。

## II. 主権概念の生成におけるヒト・動物関係の意義

### 1. 専制的権力生成の舞台としてのヒト・動物関係

#### 1) 恐ろしい専制君主としての主権者

現代の民主主義国家では、主権とは国民主権である。このような、国民主権が当たり前の概念として定立されている現代の民主主義諸国家では、主権は、ボダンが定義したような暴君を含む専制君主的な権力として想定されていない。「主権者たる国民」の一人が暴力を振るって政治的意志を貫徹することは許容されていない。つまり、現代の主権論において、「主権在民」であっても、「主権者たる一国民による暴力」という事態は前提されていない<sup>10)</sup>。

しかし、すでに見たように、ボダンにとって、国家とは、「最高・絶対・恒久・唯一・不可分」の権力を持つ「一人」の *le souverain* (主権者) によって統合される組織であった。ボダン主権論の「近代的な性格」が議論されることがあるが、これには注意を払うべきである。「ボダンは、主権概念という近代における重要な概念を打ち立てたのであるから、彼は、思想の自由、個人の尊

9) 「第十六世紀のフランスは宗教戦争に因る内乱の時代であつて、国家の中心が何処にあるか分らないやうな状態であつた。かやうな情勢が、この王国にスペインの干渉と法王のウルトラモンクニスムの主張とをもたらした。そこで、ユグノー (Huguenots) に信教の自由を承認することに依つて、国内和平を回復し、王国の統一と独立とが要請され、その為めの理論が必要とされるに至つた。かやうな要請に答え、かやうな必要を充たそうとしたのがポリティーク (Politiques) であつた。そしてこの派の代表的な人物がボダンであつた。彼の国家論は、専制君主を中心とする中央集権制国家建設の為めの理論であつた」(毛織 1995: 143)。

10) 岡部悟朗によると、「英語の *sovereignty* に『主権』の訳語を付した」最初の事例が明治6年にあるという(岡部 2010: 6)。明治期の先達たちの外国語・漢語能力には端倪すべからざるものがあり、その後の欧米文化導入に果たした彼らの努力と功績はいくら強調しても、しすぎることはない。最初に欧米語を日本語に訳するという苦勞は並大抵のものではなかったであろう。現代中国語の7割は、明治期に翻訳された日本語由来というも頷ける。主権という訳語も、見事な出来映えである。ただ、先達たちへの敬意を前提に、あえてものを申せば、主権という訳語には、もはや暴力性の痕跡があまり感じられない。明治6年ともなると、19世紀後半に入り、フランス革命以後すでに半世紀以上経過しており、人民主権論が興隆を極めていた。主権概念に関する議論もまた、多様であつたので、かかる訳語も十二分に理のあることだった。ただ、筆者であれば、その暴力性を考慮して、*le souverain* には至高者、また、*souveraineté* には至高権などという、試訳を充てたであろう。

重などの近代的思想の持ち主である」などと、理解するべきではない。

ここで言う主権とは、かかる専制的な権力である。ボダンにとって、*le souverain*（主権者）とは、その初源的な意味において、強制力をもって、臣民たちを従わせる恐ろしい、一人の専制君主である。かかる尋常ではない暴力の起源は、那邊にあるのか。

ボダンは、現代的な観点から見て、非常に複合的な思想家であり、自身の思想信条の貫徹のためならば多数の人々を死に追いやることなど厭わない、恐ろしいイデオログであった。彼の『魔女たちの悪魔学』（*De la démonomanie des sorciers*, Paris, 1580）は、ラテン語やイタリア語にも翻訳されたので、少なくとも15版は重ねたという。この書がどれほど魔女狩りにおける理論的支柱となったのかは不明であるが、信仰信条によって、「偏見に目のくらんだ魔女迫害者の」（バッシュビッツ 1970：243）ボダンは多数の人々を焚刑に追いやる理論的な帮助を行ったことになる。現実にはどれほどの影響を与えて、無辜の人々を死に追いやったのかは議論の余地があるが、しかし、専制権力の恐ろしさの何たるかを知っていたし、その恐ろしさを身をもって活用した人物であった。

ボダンは、日本においては主権に関する論客として著名であるが、たんに法学者の枠を越えた多面的な思想家であるし、宗教者でもあった。宗教者としては、魔女に関する書物をいくつか公刊しており、特に前掲の『魔女たちの悪魔学』は、魔女狩りという狂信的な「邪教弾圧」の理論的支柱となった<sup>11)</sup>。主権論と悪魔学は、ボダンという一人の思想家において一体の思想であり、強権による一元的な暴力的支配と異端の人々に対する苛斂誅求とも呼ぶべき弾圧の奨励とは表裏一体である。わが国近隣の全体主義諸国において今なお続く思想弾圧と肉体的粛清を見るとき、ボダン主権論が一元的な全体主義的統制を案出したこと、一方で、ボダン悪魔学がその裏付けとしての弾圧を理論化したことは、全体主義の起源として、もっと注目されて良い。確かに、魔女狩りは「恐怖の心性の産物」（菊地 2009：39）と形容できるかもしれないが、ボダンにはそれに収まらない、もっと根深い思想的な闇がある。

現代の主権概念に関する議論で、往々にして欠けているのは、専制君主的な暴力という属性である。あたかも専制的な暴力が主権には無縁であるかのように、これまでの主権概念に関する議

11) 悪魔学者としてのボダンに対する評価と近年の日本における研究動向については、菊地英里香（菊地 2002；2005；2008；2009；2012；2014；2017）と平野隆文（平野 1995；2000）などの論稿がある。ボダンなどの悪魔学による「魔女たち」の断罪は、「妖術師（魔女のこと）」たちを秩序への挑戦と捉えて、調和を求める社会にあって、その存在を容認できないとボダンは見なしていた。「法律家でもあった彼らは、おそらく〈神〉の名を借りて〈国家〉の安全を擁護した。秩序への脅威——サタンと契約する妖術師たち——は確かに存在した。世俗の裁判官である彼らは〈犯罪〉をヴァイアーのように〈幻覚〉として放任することはできなかった。このような彼らの姿勢はまさに『国家論』の著者ボダンのそれと一致している。妖術師とは近代国家成立時における恐怖の心性の産物であったと言える」（菊地 2009：39）。

論では、上記のような主権概念が持つ恐ろしさが、十分に解明されていないのではないか。そもそも主権が持つ恐ろしさがさほど議論の俎上には載っていないように思われる<sup>12)</sup>。

ボダン以来、「主権」概念は、大きく展開して、今日では、その内実も変容し、「国民主権」という概念が定着するまでに至った。当初に定義された主権概念に比べると、現在の「国民主権」は、いわば飼い慣らされた大人しい概念である。現在、「国民が主権者です」などと解説されても、誰もその自己矛盾的性格を疑わず、その妥当性、その正当性を疑わない概念となった。しかし、その原初的な規定から見ると、*le souverain* (主権者)とは、本来、暴君を含む恐ろしい専制君主であり、「善良で、どこにでもいる平凡な一国民」などというイメージとはおよそかけ離れた対極にある存在である。その限りで、*souveraineté* (主権)概念そのものもとの意味は、少なくとも「主権を有する国民」である普通の日本人から見ると、違う世界からやって来た理解が難しい、きわめて特異な内容である<sup>13)</sup>。

ボダンの規定では、主権概念は、国家を形成するために不可欠の概念であり、国家が成立して、初めて主権が形成される。しかし、主権者の原語である *le souverain* は、その存立のために、必ずしも国家を必須の要件としているのではない。ある一定の領民に対する絶対的な権力を保持・行使する者、それが、*le souverain* である。その初源的な意味は、君主、正確には、専制的な権力を掌握している独裁的な権力者である。そもそも主権者自体が暴力的な存在だからである<sup>14)</sup>。

12) 先きに見たように、岩崎卯一が彼の『国家の主権性』で、国家には服従を強制する権力があり、その根源は、「人間を死に至るまで追いつめる物理的な圧力」だと言っている (原 1957b : 87)。

13) 岡部悟朗は、主権に関して、その概説的な紹介文の中で、「『主権』概念は学術的論争性に加え政治論争が加わり政治的論争性がより強い。『主権』の用語を使用することを避けた人もいる。ロックが有名だし、かれは『supreme power』を用いた。ジャック・マリタンは主権概念を『棄てさらねばならない』と断言し、それは主権概念が『本質的に誤まって』おり『どうしても誤解に導かれることになる』からだと言う」(岡部 2010 : 6) と述べている。かかる反主権論は、マリタン著書第二章「主権の概念」(1962 : 39-74) に展開されている。マリタン自身は著名なキリスト教学者であり、筆者の立場とは全く共通性がないが、あえて主権否定論としての筆者の主張を要約すると、本稿末の「おわりに」で述べるように、「主権概念は、ステップという特殊な環境で生成した初期遊牧組織における三階級構造を基盤とし、そこにおける牧夫が持つ(家畜に対する)絶対的な権力を起源としている。温暖な湿潤地帯に住むわれわれの文明には、そもそも異質な権力形態である」。

14) 主権概念と魔女(妖術師)撲滅というボダンの持つ思想的多面性については、平野(1995, 2000)など、すでに議論が展開されている。では、なぜ、家産制の強化という、強力な《ヒツジ》化(本稿で言う群居性草食動物の家畜化)が、先に見たボダンの悪魔払い(魔女の弾圧)という信念と併存したのであろうか。この点、特に、菊地英里香がボダンの「主意主義」という観点から、解き明かそうとしている。菊地は、「魂の本質とその不死をめぐるボダンの言説には、彼の思想の中核をなしていた要素がいくつも含まれていた。すなわち①中間的存在者の重視、②神の絶対性の強調、③人間が自己選択できる主体であるとの確信である」(菊地 2017 : 64) と述べて、ボダンにとって、家産化を強力に推進し全体としての秩序維持は至上命令であったが、しかし、絶対神による恩寵一辺倒ではなく、ヒトの自由意思を認めている(主意主義)ので、魔女たちは、自由意思で悪魔を選んだのだとされて、殲滅の対象となった。

## 2) 専制的暴力の対象としての動物

なぜ、主権の原意が、現代日本人の想像を絶する恐ろしい観念であったのか。その主権を支える尋常ではない強制力は、いつ、いかにして生成したのか。その解明のためには、主権概念そのものの起源にまで遡及して考察し、その生成の有様を明らかにすることが必要であろう。

最初期のヒトの組織である疑似親族組織（例えば、バンド、氏族、部族など）は、親族および疑似親族で構成されているので、指揮命令権は家父長的な権力であり、無慈悲な暴力を伴う専制的な権力は発生しない。暴力があっても、個人的な行使であり、組織的な機能の一環として行使しているのではない。親族および疑似親族に対して恒常的な制度的暴力を使用しての統治は必要ないし、ありえないのである<sup>15)</sup>。もともとヒトに対して、および、ヒトとの関係の中では、主権者という専制君主は生じなかった。それまで、疑似親族原理によってヒトの組織は編成されてきたからである。

そうだとすれば、主権概念が生成した時、主権という専制的な権力の及ぶ対象が人間ではなかったことになる。つまり、対象が動物であった可能性がある。ヒトに対して暴力を振るって無闇に殺すことはできないが、動物に対してなら、好きに取り扱って殺すことも勝手にできると考えられた場合には、なおさらそうであろう。主権者は、動物がいる世界で、動物との関係の中で、初めて生成した。対動物という世界で形成された概念だから、ヒトと非ヒトからなる組織編成の中から生まれた観念である。

ヨーロッパ思想の伝統において、専制あるいは独裁というような、主権者のかかる暴力的な属性に、ヒトの動物観という視角から注目する流れがある。ヒトと動物との関係を前提にして、ロレットは、「主権者という語には、西洋のあらゆる歴史が凝縮されている」（ロレット 2016b : 141-142)<sup>16)</sup>と述べている。これは含蓄に富んだ表現だが、いかなる意味で言われたかが問題になろう。

15) 「伝統的支配は、行政スタッフが全く欠如する場合、長老制か、素朴な家父長制の形態を取る。この両者は、支配者が共同体のはっきりした承認がなければ何事もなしえないから、経済を始めとして、社会に対してこの上ない保守的な影響を与える。長老制と素朴な家父長制は、歴史ではやがて、伝統的支配の最も重要な形態、すなわち家産制に乗り越えられる。ウェーバーの伝統的支配の分析は、ほぼ家産制に向けられており、彼は家産制を定義して、支配者が一切の政治的、経済的権利を自己の個人的権利とみなす体制とする。言い換えると、官僚制国家の場合とは異なって、国家の財産と支配者の個人財産とが全く区別されていない」（スヴェードボリ 2004 : 89）。なお、傍点は引用者による。

16) 「力、支配、自律、権力は主権概念に完全に属している。実際、この語の暴力性を斥けるためにデリダがここで用いる『主権者』という語には、西洋のあらゆる歴史が凝縮されている。それは、この語が力としての人間の卓越性という理念をつねに内包しているというかぎりにおいてである。そのような力とは、いっさいの他者の上にある力であり、倫理の領域においては最高善、宗教の領域においては最高権威の保持者としての主権者、すなわち神である。こうしたことは、この語の民主主義的な究極の意味で、政治の領域においても、つまりは国民主権という近代的な形態においても同様である。そのため、主権者という語や主権概念は、西洋文化において最も積極的な価値のひとつを有している。それが書き込ま

中でも、フランスの現代哲学者、ジャック・デリダは晩年、集中的にこの問題を検討していた。彼は、獣も主権者も、ともに「法の外にある」存在であると規定していた（デリダ 2014：31；2016：70）。デリダの解説者であるロレッドは、動物に対する「生殺与奪権こそが、人間の主権＝至高性を創設する」<sup>17)</sup>と述べて、動物への生殺与奪の権こそ、専制的権力の起源だと主張している。

主権＝至高性はつねに、動物を残滓として自らの中心に位置づけてきたのであり、この残滓がなければ主権＝至高性は存在しえないものとなるだろう、というものである。……主権＝至高性を条件づけている動物を排除することが不可能である（ロレッド 2015：83）。

ロレッドの解説によると、デリダが「主権は動物性なしには成立しえない」と主張しているのがわかる。そもそも人間は主権者としての地位にあるとロレッドは解釈している<sup>18)</sup>。彼は、「動物には主権がない。だから、どのようにしたら、動物たちに主権を与えることができるだろうか」などと、提起している。しかし、そもそも人間一般が主権者であったわけではない。その起源からして、主権を持っていたのは、ごくごく少数の専制君主だけであった。主権者を人間一般に解消できないのであるから、一般的な人間と一般的な動物という形式による議論は意味をなさないのではないか。本稿では、以下のように、あくまでも群居性草食動物の家畜化の問題として捉えていく。

---

れている領域がいかなるものであれ、主権者や主権はそのような権力行為の表現であるばかりか、とりわけおそらく、この名にふさわしいあらゆる権力の原理、起源としての原理でもある。したがってそれは、今日において倫理、政治、法＝権利、主体や哲学となったものに対してなされるあらゆる説明の鍵概念なのだ。それでは、われわれの人間学的素養をごく細部にわたるまで基礎づけている主権者や主権といった原理が、もはや信頼されなくなったのはいかにしてか」（ロレッド 2016b：141-142）。

17) 「至高な主体が至高な主体として把握されるのは、動物の殺害を媒介として、絶対的権力、すなわち人間の主権＝至高性の特権的かつ究極の形式たる生殺与奪権を意のままにする場合においてのみである。より正確には、この生殺与奪権こそが、人間の主権＝至高性を創設するものである。それはまさに、生殺与奪権が動物という非人間的な生きものとの対面ではまったくない、という理由による」（ロレッド 2015：70）。

18) 「人間に固有なものと考えられたこの主権は、われわれが動物や動物性の名のもとでたえず思考してきたものを理解する仕方に強く依存している。デリダの反種差別、したがって彼の動物倫理とわれわれが呼ぶものを根本から構成しているのは、まさにこのような伝統に対立する主張なのである。……哲学は、それが人間の主権の隠された別名であるかぎり、主権を、言い換えれば動物に対する権力を生み出すよう誘い、そうしたことに非常に貢献しているものであり、これまでつねにそのようなものであったが、それは哲学的な知が、どのようなかたちであれけって動物たちにはその主権を認めなかったときからである。西洋哲学にとって、動物とは絶対的な非主権者なのだ」（ロレッド 2016b：143-144）。

## 2. ヒト・動物による疑似社会関係 (human-animal sociality) の生成と変容

その理解のためには、何よりも、国家という枠組みにとられることなく、主権概念の生成の起源にまで遡及して考察することが肝要である。ヒトの組織は長い間、疑似親族原理によって編成されてきた。疑似親族原理で暮らす人々の間では、統合のために専制的な暴力は必要なかった。その世界では、不服従・不適格のメンバーがいれば、共同体から追放すれば良いだけのことなので、暴力を振るってヒト（共同体のメンバー）を無闇に殺すことはなかった。つまり、暴力を振るって強制する対象はヒトではなかった。動物に対してなら、好きに取り扱って殺すことも勝手にできる（と考えられた）。もともとヒトに対して、つまり、ヒトとヒトとの関係の中では、主権者という専制君主は生じなかったのである。そうだとすれば、16世紀のボダンよりも遙か以前に主権概念が生成した時、主権という専制的な権力の及ぶ対象が人間ではなく、動物であったことがわかる。

### 1) ヒトと動物との関係

古代ギリシャのアリストテレスなどから、中世を経て、現代まで、ヨーロッパの知的世界では、動物論が広く展開し、学問研究として重厚で多様な蓄積がある<sup>19)</sup>。そこでの主要な関心テーマは、大胆に集約すると、「人間とは何か。ヒトと動物とは、何がどう違うのか」という、ヒトと動物との違いを強調する、いわば「動物を媒介にした人間論」にほかならない。卑見によると、動物に対するヒトの特性を際立たせようとするあまり、ヒトと動物全体を対比するので、動物を一般化するという傾向がどうしても強い。

本稿では、かかる「人間論としての動物論」（動物を論じることで、本当は人間を論じている）は議論の対象にしていない。むしろ、「人間と動物とは、いかなる組織を形成してきたのか」という、《ヒト・動物による疑似社会関係》(human-animal sociality) という視角から動物の意義を議論していきたい。

初期遊牧組織の出現以前は、人だけからなる組織として、バンド、あるいは、疑似親族原理が支配的な組織（氏族、部族）で暮らしてきた。ひとつの種の動物（非ヒト）だけからなる組織として、類人猿の社会など、動物も群れをつくる。狩猟採集民は、初歩的な親族組織であるが、ある種の動物にもメスあるいはオスを核として親族形態にあることが知られている。動物にも、「社会的関係」があることは、動物生態学において研究されてきた。そこで、《ヒト・動物による疑似社会関係》の出発点は、狩猟採集民と狩りの対象となる動物によって、それぞれ形成される二つの疎遠な親族組織である。この段階では、ヒトと動物とは、互いに疑似親族原理によって支配され

19) ヒトと動物との関係については、土佐弘之論文（土佐 2017）の冒頭部分に「動物論」のサーベイがあり、概観として参考になる。

ているそれぞれ別の二つの組織に組み込まれており、狩猟の際に接触はするが、しかし、互いに同化していなかった。つまり、ヒトも動物も、それぞれが、別個の疑似親族組織を形成していた。

かくて、擬似的社会関係におけるこの段階では、ヒトと動物とは、疎遠なままであった。狩猟採集民の組織は、バンドと呼ばれる疑似親族原理が支配的な組織であるが、イヌが旧石器時代からヒトに随伴して、狩猟採集の補助や警護などの機能を果たしていた。現代社会でも、イヌやネコなど、愛玩動物はペットとしてヒトに疑似親族的存在となっている。かくて、旧石器時代に、イヌなどの家畜化によって、非ヒトである動物（その典型的な事例がイヌやネコ）がヒトの組織の中に組み込まれるようになった。ヒトと動物とはそれまで互いに疎遠であったが、ここでは家畜化された動物の疑似親族化が起きている。《ヒト・動物による疑似社会関係》の生成であり、第一段階であると言えよう<sup>20)</sup>。

一般的な家畜化の中でも、群居性草食動物の家畜化が《ヒト・動物による疑似社会関係》を大きく変えた。農耕定住民によるヤギ・ヒツジの家畜化においては、定住農耕民社会の中に、群居性草食動物の群れが組み込まれたからである。この場合、主たる生業はムギやマメなどの栽培を行う農耕であり、ヒツジ、ヤギ、ウシなどの家畜飼養は従たる生業であった。家畜たちは重要な資源ではあったが、定住して集団で居住していた人々にとって、定住する主要な目的は作物の栽培であるから、家畜は付随的な資源であり、多様な資源の一部にすぎなかった。その限りで、組織にとっての必須のメンバーではなかった。上記の旧石器時代に始まった一部動物の疑似親族化を第一段階とすると、新石器時代における農耕定住民による群居性草食動物の家畜化は、《ヒト・動物による疑似社会関係》の第二段階と言えよう。

## 2) 初期遊牧組織における三階級構造

さらに、群居性草食動物の家畜化が発展して、前5千年頃に遊牧が開始されると、《ヒト・動物による疑似社会関係》は大きく展開した。ヒトと動物との社会関係の歴史において、初期遊牧組織こそ、特異で革新的な性格を持っていた。本稿では、欧米哲学の主流となっている「人間と動物との差異」よりも、むしろ、ヒトと動物によってつくられる疑似社会関係に注目しているが、この《ヒト・動物による疑似社会関係》において、決定的な意義を持ったのが、今から6千年ほど前に成立した原インド・ヨーロッパ語族民による初期遊牧三階級構造の成立であった。《ヒト・動物による疑似社会関係》の第三段階である<sup>21)</sup>。

20) 先史時代の《ヒト・動物による疑似社会関係》(human-animal sociality) については、RUSSELL (2012) が網羅的に検討している。

21) 以下、この節では、「初期遊牧組織においては三階級構造が形成されており、そのことが、ヒトの組織編成史上、いかに革新的であったか」を論じているが、その主要な論点は、主として、拙著第2部「ヨーロッパ文明の地下水脈としての遊牧」(中川 2017d: 64-168) から援用されている。

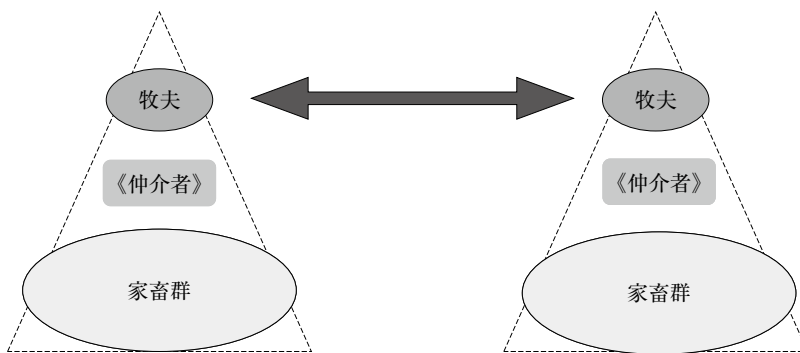
初期遊牧組織における三階級構造とは、(1)牧夫、(2)《仲介者》(去勢ヒツジ・ヤギやイヌ)、(3)家畜群(ヒツジやヤギなどの群居性草食動物の群れ)という、3種の動物からなる階層化された一体の組織である。初期遊牧社会における三階級構造では、ヒトと非ヒトからなる組織が生成した。組織とは、有機的な一個の全体としてまとまった一体性を意味している。各部分は、機械的に合わさって組み上がっているのではなく、それぞれ機能を有していて、各機能を果たすことで全体の一部分となっている。

前4千年紀にユーラシア・ステップで形成された初期遊牧組織は、ヒト(牧夫とその家族)と動物による完結した組織となった。牧夫・《仲介者》・家畜群という三階級構造が形成されることで、この段階に至って、動物(家畜群と《仲介者》)が組織の不可欠の成員となった。家畜群が不可欠の成員となったのは、そもそも家畜群がいないと、この組織は成り立たないからであり、《仲介者》がいないと、この組織は恒常的に存続できないからである。

非ヒトである動物たちは、ヒトから見ると、究極のよそ者である。そこで、これら「牧夫→《仲介者》→《ヒツジ》」からなる三階級構造が成立したので、もし、《ヒツジ》と《仲介者》を組織のメンバーだと見なせば、この段階で、よそ者を組織内に抱え込む本格的な組織が成立したことになる。それらは、(1)牧夫⇔牧夫という対等・並列関係、(2)牧夫∩《ヒツジ》という、垂直的・絶対的支配関係、(3)牧夫∩《仲介者》という、条件付きの従属関係、いわば、斜めの「契約」関係である。ここでよそ者を取り込むための組織編成原理において、三つの様式が形成されたので、それらを以下に整理してみよう。

(1) 牧夫⇔牧夫における関係(対等・平等関係)

図1 牧夫同士の対等・水平関係  
—遊牧社会における組織編成原理(1)—



出所) 中川洋一郎『新ヨーロッパ経済史Ⅰ—牧夫・イヌ・ヒツジ—』学文社、2017年、78頁より作成。

第一様式が、伝統的な水平・対等関係の構築である(図1)。

牧夫が主体的に行動してあやなす関係は、水平関係であり、牧夫同士が、いわば水平的に、対



等に関係を取り結ぶ。この関係拡充は、セム系を始め、どこの民族でも実施していた伝統的な関係構築方法である。例えば、氏族内で、異なる家族が独身の男女を遣り取りして、相互の姻戚関係を結ぶ。

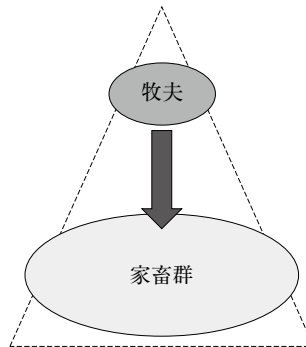
これは、第一様式と呼べる。牧夫・牧夫の関係であり、原インド・ヨーロッパ語族の祖語における語彙で、guest-host 関係（ゲストもホストも、もともと同根の語であった）に象徴されている<sup>22)</sup>。この様式では、疑似親族原理が支配的であり、いわば互酬性・贈与の世界である。

（2）牧夫→《ヒツジ》の関係（絶対的支配関係）

第二様式が、家畜化によって現実化した暴力的な支配・従属関係である（図2）。

牧夫によってヒツジは家畜化されて、消尽の対象になったのであるから、捕食関係として、絶対的な上下関係にある。牧夫と家畜群（ヒツジなど）の関係こそ、第二様式であり、牧夫に向き合う家畜群は、文字通り、強制・収奪・搾取・捕食の対象である。ヒツジなどの家畜群に、この第二様式の間を離脱する自由はない。群居性草食動物の家畜化は、イヌやネコなどの疑似親族化である家畜化とは性格が大きく異なっているので、あえて《ヒツジ》化と呼んでおこう。

図2 牧夫⇒家畜群の絶対的支配関係  
——遊牧社会における組織編成原理（2）——



出所) 中川洋一郎『新ヨーロッパ経済史Ⅰ—牧夫・イヌ・ヒツジ—』学文社、2017年、79頁より作成。

（3）牧夫→《仲介者》（イヌ）の条件付き従属関係（「契約」関係）

第三様式は、「双方の合意に基づく、条件付き従属関係」である（図3）。

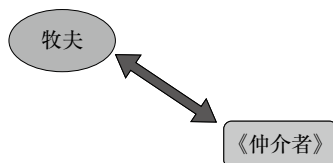
《仲介者》（特にイヌの場合）は、牧夫の下位に位置して、牧夫の命令と指示に従って、その職能

22) 牧夫・牧夫の水平的で対等な関係が権力に結びついていることは、デリダも指摘していた。「デリダは、1995-96年のセミナー『責任の問い—敵意／歓待』において、『歓待』の制度と語義をめぐってバンヴェニストの語源的分析を参照しつつ、自己性と客人・異邦人の関係が権力の問題と絡み合っていることに着目している。その一部の講義は *De l'hospitalité*, Calman-Lévy 1997 [「歓待について—パリのセミナーの記録」廣瀬浩司訳、産業図書、1999年] として刊行されている」（訳註）（デリダ 2014 : xxix）。

《ヒツジ》の警護・管理)を遂行する。牧夫と《仲介者》との上下関係は明確であるが、しかし、必ずしも絶対的・一方的な支配関係ではなく、《仲介者》(特に、イヌの場合)にも一定の自由はある。《仲介者》は完璧に拘束されているわけではなく、下位に位置するが、《仲介者》にも、この関係が気に入らなければ、そこから離脱するという一定の裁量と自由は残されている。イヌなのだから、嫌なら逃げれば良い。すなわち、この牧夫と《仲介者》(特にイヌの場合)という関係は、当事者双方の合意に基づく、いわば「条件付きの支配従属関係」である。

この第三様式こそ、インド・ヨーロッパ語族に固有の、特徴的な関係構築様式であり、やがて歴史時代に入ると、Patron-Client Relationship (主人・従者関係)として、大いに発展していく。

図3 牧夫と《仲介者》の(斜めの)「契約」関係  
——遊牧社会における組織編成原理(3)——



出所) 中川洋一郎『新ヨーロッパ経済史Ⅰ—牧夫・イヌ・ヒツジ—』学文社, 2017年, 80頁より作成。

### 3. 牧夫という史上初の主権者

前4千年紀に形成された初期遊牧組織における三階級構造は、上記のように「よそ者を取り込む」三つの組織編成原理を擁していたが、それは、同時に、いくつかの権力構造の生成も用意していた。

#### 1) 遊牧三階級構造における牧夫権力

遊牧が成立した時、牧夫が、通常は単独で、巨大な家畜群(その典型的事例が、数百頭のヒツジ)を自由自在に操って、その生命を消尽するという、ひとつの組織が成立した。この組織でこそ、一人のヒトが多数の他者(この場合は家畜だが)に対して、*le souverain* (主権者)として、絶対的な専制権力を振るうという状況が、歴史上初めて出現した。かくて、主権者とは、もともとは、「初期遊牧組織における三階級構造」において、牧夫が有する強制力を表象化したところに起源を持っている。つまり、原インド・ヨーロッパ語族民が開発し、その後継者たちが歴史の渦中で自家菜籠中のイデオロギーへと発展させた概念であり、それを実現した体制である。

原初的な *le souverain* (主権者) が初期遊牧組織における牧夫だとすると、かかる原初的形態が、現代の国家主権概念に至る発展において、その後の「主権概念」にまで発展する過程に関して、当面、二つの難題が生まれていた。

第一の難題が、構成メンバーが牧夫以外は、非ヒトであること。家畜群（ここでは、ヒツジ）と、《仲介者》（イヌ）がヒトではなかった。動物が、いつ、いかなる根拠で、いかなる過程を経て、ヒトに代替されたのか。ヒトに適用されたのか。

第二の難題が、遊牧民は大規模な家畜群を引き連れて遊動する人々であったので、一定の領土を確保するためには、定住するか、あるいは、明確な領域を確保する必要があったことである。

## 2) *Constitution*（組成・国体）としての三階級構造

民族全体が喫緊の課題（例えば、一大転換、体制変換、異民族からの来襲など）に直面した時に現れ出てくるような、その民族の組成的なあり方を、はたして想定できるであろうか。仮に想定できるとしたら、それを *constitution*（組成、国の姿・形、国体、基盤的なあり方……、あるいは、憲法）と呼んでおこう。

本稿では、ヨーロッパ人にとって、民族が焦眉の課題・喫緊の課題に直面する時、国の姿・形、すなわち、「国体」（体質）（*constitution*）として立ち現れるのが、初期遊牧組織における三階級構造であると提起したい。危機に瀕して、国の制度を含む組織のあり方を構想する時、かかるヨーロッパ固有の「国体」が参照の基準となる。ヨーロッパ人が常に立ち帰る原点がここにある<sup>23)</sup>。

先に見たボダンの思想の基底的な考え方は、「神→人間→自然」という、三階級構造であった<sup>24)</sup>。かかる三階級構造こそ、初期遊牧組織における三階級構造を反映したものである。ボダンにとって、主権者とは神のごとき唯一の存在であり、この社会における調和的正義からその必然性があると考えていた<sup>25)</sup>。

23) なぜ、ヨーロッパ人にとっての *constitution*（原基的組織形態）が、「初期遊牧組織における三階級構造」なのであろうか。疑似親族原理からの離脱がヒトの組織編成史上の分水嶺であったが、それはよそ者の組織内への取り込みによって始まった。それは疑似親族原理とは異なる機能本位原理の生成によって可能となったが、初期遊牧組織における三階級構造においてこそ、機能本位原理が生成したからである。原インド・ヨーロッパ語族民の部族として、ひいては、民族としての生成が三階級構造の生成を媒介として実現した。以上について、中川（2017d）で概略を述べたが、詳しくは、別稿を準備中。

24) 菊地英里香がボダンに関する一連の研究の中で、ボダンの主権概念と妖術師撲滅との整合性について論究している。「ボダンによれば、よく統治された国家においては、①聖職者階層（貴族、平民からなる）、②軍人階層（貴族、平民からなる）、③平民階層（学者、商人、手工業者、労働者からなる）のそれぞれが公職や職権において価値や資質に従って分け前にあずかることによって、これらの臣民のあいだで心地よいハーモニーが形成されるという。そして、これらすべてを統率するのが主権を有する君主に他ならない。前章で論じたように、ボダンによく統治された国家のモデルを家父長によってよく統治された家に求めているが、同様に 1 人の人間の中にも真の国家のイメージが形づくられるとされる……上の引用文からはプラトンの国家と魂のアナロジーが見て取れる。国家における正義と魂における正義は類似しており、それぞれの部分は固有の能力に応じて機能を果たすことによって全体の秩序が保たれるというプラトンの思想をボダンは取り入れている」（菊地 2012：19-20）。

25) 「ボダンの生きた当時のフランスは、宗教戦争という内乱の時代であった。この混沌のただ中であっ

*Constitution* (組成・国体) としての三階級構造の典型的な事例が、デフォーの小説、『ロビンソン・クルーソー』に窺える。この例文は、「種差別主義の起源とその展開」(土佐 2017: 76-77) として引用されることもあるが、デフォーが描写するのは、牧夫権力ともいべき絶対的な強制力を行行使するロビンソン・クルーソーの信念とその行動である。ヤギの家畜化に成功して、乳など、食糧を確保できたロビンソン・クルーソーは、動物(=非ヒト)に対する絶対的な権力の行使を嬉々として叙述している。本稿の見地からすると、初期遊牧組織における三階級構造における牧夫権力の典型的な事例にほかならない。

全島の君主であり、王であり、支配者であるわたしは、あらゆる臣下に絶対的な支配力を持っていた。わたしは臣下たちを吊すことも、臓物を抜き去ることも、自由を与え、奪うこともできたし、臣下にはただひとりの謀反人もいなかった(デフォー 2010: 215)。

ここで描かれているロビンソン・クルーソーこそ、ヨーロッパ人が想定する主権者の鑑である。一方、不可分性について、ボダンが「『主権』が分割不可能な統一的全体性であることを」強調していた<sup>26)</sup>。ボダンの主権論が統治権と同義であったからこそ、主権は不可分であるとの見解が生まれた<sup>27)</sup>。しかし、そもそも初期遊牧組織における三階級構造において牧夫権力を行行使する牧夫は単独で組織全体を統括する存在である。原英次が、「ボダンにおける主権は、具体的人格と当然に結び付いて把握され、非人格的な主権主体が考えられてはいなかった」(原 1963a: 85-86) と述べていることは重要である。牧夫、すなわち、*le souverain* (主権者) は組織全体の命運を一人で決定する人物で、初期遊牧組織ではもともと一人しかいないのだから、「主権は不可分である」と規定することは当たり前である。

---

で、社会にいかにして秩序をもたらすかをボダンは苦慮していた。そこでボダンが最良と見なしたのが調和的正義を用いた『一者』たる君主による統治である。『一者』の正当性の主張に対しては、のちの絶対主義やファシズムの源泉となる悪しき思想であるという歴史的評価も確かにできるだろう。だが、むしろそれよりは、『沈みゆく船を救うためにはどのような旗のもとであろうと、ひとりの船長に全権を委任して生き残りをかけるべきだ』とでも言っているかのようなボダンの悲痛な訴えをそこに聞き分けるべきではないか」(菊地 2012: 24)。

26) 「後年、ルソーは『社会契約論』において『主権』を意思 (*volonté*) になぞらえ、意思を分割できないように、『主権は単一であり、それを分割すれば破壊せずにはすまされない』(社会契約論 129, 44-45, 83-84) と述べたが、正に至言と言うほかはない。ボダン以後の主権論争においては、特に、統治契約論の論理的整合性の問題をめぐり、この〈不可分性〉が重要な争点となってくるのである」(高山 2006: 99)。

27) 「ボダンの主権論から彼が主権を統治権と同義に解したことが知られる。そして統治権としての主権が不可分であるが故に、モンテスキュー流の権力の分立、分割された権力間の牽制均衡の理論は出て来なかった」(毛織 1955: 148)。

### Ⅲ. 中世から近代への移行期におけるボダン主権論の意義

#### 1. 家産制と封建制という、中世ヨーロッパ社会を形成する二重構造

ヨーロッパ中世史研究においては、政治・法・経済・文化など多彩な分野で、欧米はもとより日本でも膨大な蓄積がある。ヨーロッパ中世における国制（つまり、国のあり方）については、大きく二つの統治原理が存在しており、その統治原理のあり方をめぐって、議論が積み重ねられてきた。ひとつは、いわゆる封建制と呼ばれる制度で、主君が臣下に土地を授け、それに対して、臣下が主君に忠誠を誓うことで形成される個人間の主従関係である。もうひとつが、家産制であり、君主・領主にとって、領土と領民は家産（自己の所有物）であり、領邦の財政は私的な家計となり、他の領主との戦争も私事であるような制度である（執行 1988：5-6）。堀米庸三は、「封建関係と家産関係の二重性において、中世国家の構造を体系的に把握しよう」と述べて、これら二つの統治原理からなる社会をヨーロッパ中世の封建社会であると規定した<sup>28)</sup>。

上記の記述から、ヨーロッパ中世社会は、以下のように、家産制と封建制（＝従士制）という二つの組織編成原理から形成されていたと、まとめられよう。

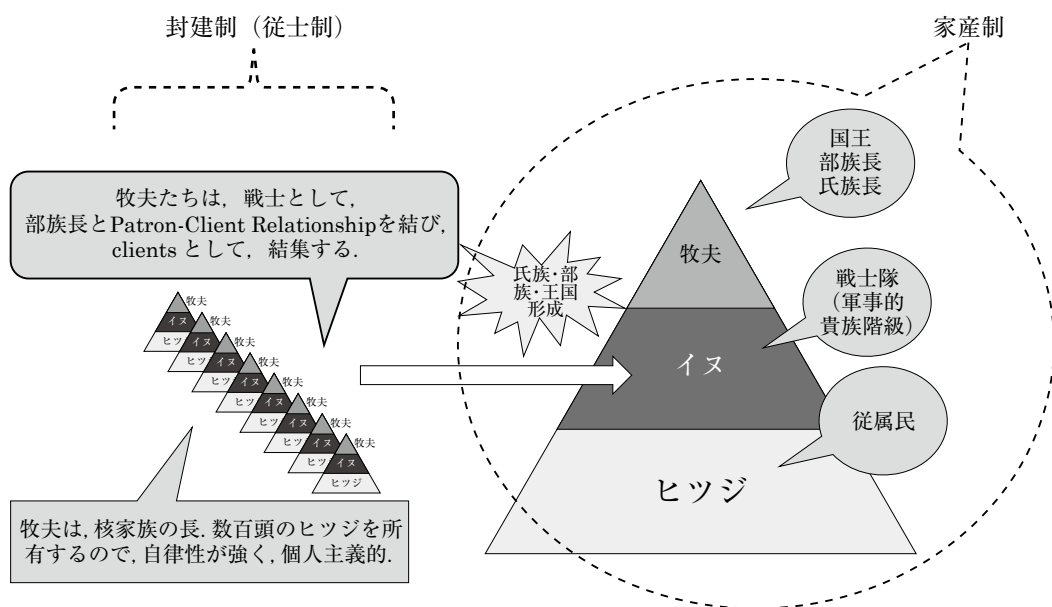
- (1) 多くの領主たちが分権的体制の下、対等・平等の自律的な関係を保っていた。これは、各主権国家の自律性・独立性を意味する。
- (2) 領民と領地は、各領主の家産である。つまり、領主の個人的な財産である。
- (3) 領主たちのいわゆる「封建的体制」とは、領地の安堵を基礎にした上下関係であるが、しかし、契約による互恵的な関係である。

「重視するのが封建制（あるいは従士制）か、家産制か」によって、ヨーロッパ中世社会の理解は、大きく二つの系列に分けられる。そのいずれが軽重かと問われるとはいえ、この二つの統治形態は、異なる人間類型を表している。かかる異なる二つの人間類型は、本稿で述べた初期遊牧組織における三階級構造の適用以外の何ものでもない。そもそも原インド・ヨーロッパ語族民の

28) 「封建＝知行法にかかる国法としての機能をいとまさせるものは、封建法そのものではなく、第一にはあらゆる封建関係をこえる国王の権威であり、第二にはこの権威に実質を賦与する国王の実勢力とその組織化である直轄的支配組織である。ところがこの第二のものは全く封建関係と異質なものであるが、しかもかかる実勢力とその組織は、一切の封建＝知行保有者がそれぞれ自己の存立基盤として所有するところのものでもある。常識上、封建的ピラミッドはその最下層において隷属的農民につながると思われるが、実は封建階層の各段階における地位保有者はすべてその下に、個々の隷民への関係を含んでいるのである。それは封建関係の底にある家産関係といえるものであるが、この家産的なものが、国王のその場合、一切の封建関係を定礎する役割をもつのである。このようにみるならば、吾々は封建関係と家産関係の二重性において、中世国家の構造を体系的に把握しようとすることができる」（堀米 1976：78-79）。

初期遊牧三階級構造においては、よそ者を抱え込むための三つの関係があったという本稿の問題意識に引き寄せて論じると、(1) 互酬性・対等性、すなわち、各領主間の平等性・対等性が、中世社会の分権的性格をつくっていた。(2) 牧夫が家畜群を思いのままに操るという《ヒツジ》化こそ、家産制の内実である。(3) イヌの《仲介者》化こそが、領主間の契約的な上下関係である従士制をつくってきた。

図4 ヨーロッパ中世社会における二重の組織編成原理



出所) 筆者作成

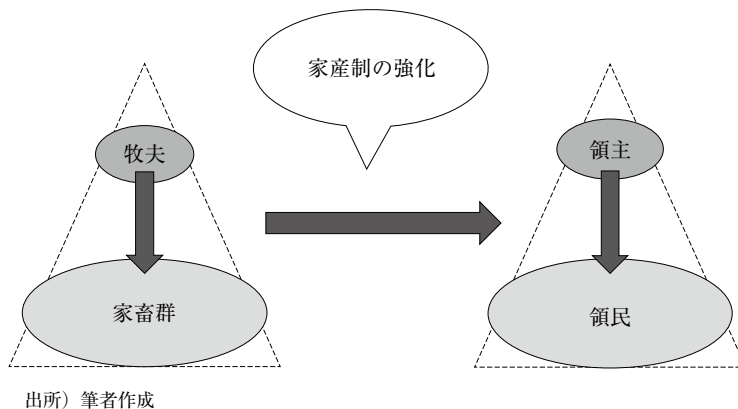
かくてヨーロッパ中世社会には、封建制 (= 従士制) と家産制という二つの組織編成原理によって統治されていたので、その二重性を図式化したのが図4である。牧夫は、数百頭の家畜群を抱えており、家産として自分の資産を持っているので、個人主義的で独立性が強いが、そのままでは単騎状態なので、生命・財産の危険にさらされている。そこで、自身・家族の生命と家産を守るために、血縁の長、あるいは、特定のカリスマ的な指導者のもとに、Patron-Client Relationship (主人・従者関係) を形成して、より大きな集団の組織を形成する。彼らは、自分の家畜群に帰れば、それぞれ家産制の長であるが (左側に描かれた小型の三階級構造がそれを示す)、指導者のもとに結集したときは、Patron-Client Relationship における Client (従者)、すなわち、《仲介者》の立場で、いわばイヌとして、組織 (氏族・部族・王国) へと組み込まれて、軍事的な貴族階級を形成する。右側の大型の三階級構造は、牧夫たちが結集した組織 (氏族・部族・王国) を

表して、それ自身が長（氏族長・部族長・国王）のもとでの家産制をなしている。

## 2. ボダン主権論による家産制の強化とその逆転としての人民主権論

上記のような「初期遊牧組織における三階級構造こそ、ヨーロッパ人の組成・国体（*constitution*）の原点だ」という本稿の立場からは、ボダンの主権論で主張されたのは、よそ者の取り込みにおける第二様式の組織編成原理（牧夫→《ヒツジ》関係）を前提にしたうえでの、牧夫による《ヒツジ》化の強化であった。つまり、《ヒツジ》化とは、家産制の裏付け理論であり、初期遊牧組織における牧夫権力がその現実的な基礎になっていた。牧夫権力が絶対主義として結実し、牧夫が《ヒツジ》たちに対して、生殺与奪の権を行使して、絶対的な権力を振るったのと同様に、主権者たる君主が家産である領民と領土に対して、専制的な権力を振るったのである。その結果、主権者としての君主たちは、専制的な権力を得たことで、国力の増進に大いに邁進し、16世紀から18世紀までのヨーロッパの世界的規模での台頭を支えた<sup>29)</sup>。

図5 主権強化による国家形成（1）  
——牧夫⇒家畜群の絶対的支配関係の強化——



当時のヨーロッパが抱えていた難問は、中央集権的権力をいかにして形成するかであった。対外的には、オスマン帝国の急激な台頭と脅威化。対内的には、新教の台頭による国内の分裂。こ

29) 「全然他の命令に服さず、自らの意志を法として宣布するところに主権の主権たる理由を認めるボタンにとって、絶対君主の意志が国民の意志によって全然左右されないところに絶対的という性格が賦与されているのである。即ち絶対的ということは、主権者対それ以外のすべての者との関係において現われてくるし、またそれだけではなくその関係に限定されているものである。主権を『国家の絶対的・恒久的権力』とすることによって、あらゆる法的混乱を統一し、法の一元的秩序の確立に邁進することも、結局はフランスという領域内での王権の権力集中を援護するものにほかならなかったのである」（原1963a：83）。

これらの難題の解決のためには、強力な中央集権国家という体制が不可欠だとボダンが考えた。図5に示すように、ボダン主権概念の現実的な背景として、「中世の王国内の二重構造原理の解消」を目的にしていた。彼は、封建制原理（更に先鋭的な形態としては、従士制原理）と家産制原理という二重構造から形成されていた王国全体を家産制原理に一本化する政策を推進しようとした。ボダンが提示した最高・絶対的権力としての主権概念は、王権に対抗する諸勢力との闘いにおける王権の立場を政治的にも理論的にも正当化しようとする意図に端を発するものであった<sup>30)</sup>。

もっとも、中世における教皇至上権こそ、ボダンが標榜する近代的な主権概念の先行形態であった<sup>31)</sup>。「教会の理論家たちは、中世の教皇の世界支配の主張を基礎づけるために、『法の拘束から解放された権力』（*potestas legibus soluta*）——絶対主義的権力——の概念<sup>32)</sup>を主張していたので、ボダンの主権概念は、中世的な伝統の所産でもあった。家産制の強化というボダン主権論が、「初期遊牧組織における権力構造の第二様式」（図2）の現実への適用であるとする、かかる中世

30) 「変化の焦点は、王国 *regnum* 内部の二重構造原理の解消に絞られると見てよさそうである。より具体的に言えば、国王側は、非常に徐々にではあるが、王権の強化を通じて、封建制原理を放逐し、王国全体を家産制原理に一本化する政策を推進し始めるのである。これら王国はやがて絶対主義国家へと変貌していくことになるが、絶対主義国家を支える原理が家産制であったことによっても上の動向が窺いがい知られよう。王権の強化は、当然、国王を制約していた既成勢力によるさまざまな拘束からの王権の解放・独立を志向していたから、旧勢力からの反撃もまた熾烈をきわめたが、王権は次第にその野望を実現することに成功していくのである。それは長く、激しい且つ困難な闘いの道であった。しかし、この闘いを念頭におかなければ主権概念誕生の意義は理解しえないというのがG. イエリネクの所説である。旧勢力とは、第一にローマ教会、第二に神聖ローマ帝国、そして、第三に、王国内部の大土地所有者と、様々な既得権益と結びついて王権の独立を阻止しようとする国内組織・結社であった。フランスの法学者J. ボーダンが提示した最高・絶対的権力としての主権概念は、これら勢力との闘いにおける王権の立場を政治的にも理論的にも正当化しようとする意図に端を発するものであったと見てよい。このような歴史的状況の産物としての性格を持つ主権概念をイエリネクは対抗概念と呼んだのである。対抗概念とは文字通り、上述の既成勢力に対抗するための王権側の理論的武器という意味に解することが出来よう」（高山 2006：113-114）。

31) 「主権概念に関しては、西欧中世には抽象名詞としての主権概念に対応する概念が存在しなかったと言われてきたが（Skeat 1924）、教皇の権力は決して教皇個人に内在する権力ではない。その背後には神が控えている。教皇令集学派においては、教皇至上権は非常事態という例外的状況の中で法の外側に立ちうる絶対的・普遍的な権力として認識されたが、その絶対性と普遍性を担保したのは無限の超越的存在にまで高められたキリスト教的な神である。“soverein”が『主権をもつ』と『至高の』という二つの意味を内包するように、教皇至上権と近代の主権は歴史的なつながりをもっている」（正村 2018：75）。

32) 「國家の理論家たちよりもはるかに以前、教会の理論家たちは、中世の教皇の世界支配の主張を基礎づけるために、『法の拘束から解放された権力』（*potestas legibus soluta*）——絶対主義的権力——の概念をたよりとした。さらに、あらゆる法の発生の根源たる至高かつ窮極の権力なる観念となると、それは、第十一世紀にボローニャの法律家によって再発見された、ローマの原典に遡るものであった。そのローマの原典からして一つの新しい革命的な法観念が中世ヨーロッパに啓示されたのである」（ダントレーヴ 1952：99）。



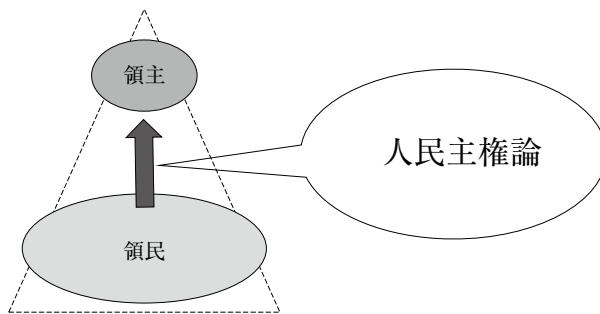
における教皇至上権を背景に、この「牧夫→《ヒツジ》」という支配の方向を逆転させたのが、人民主権論である。正村俊之によると、「教皇至上権から人民主権への転換」の背景にはキリスト教の影響があった。

中世のキリスト教は近代民主主義の形成に多面的な影響を及ぼしたが、その第一の意義は、教皇至上権という絶対的・普遍的な権力を創出したことにある。神に由来する教皇至上権と人民の意志に根差す人民主権は正反対のベクトルをもつが、どちらも絶対的・普遍的な権力である。教皇至上権は、それを転倒させれば人民主権と重なるような権力形態なのである（正村2018：74）。

人民主権論は、「牧夫→《ヒツジ》関係」を前提にして、その中で、牧夫を排除して、《ヒツジ》たちが主権者の地位に就くという権力形態である。図6に示すように、第二タイプの主権論は、第一タイプの権力関係における逆方向からの権力追求である。

図6 主権強化による国家形成（2）

——牧夫←家畜群の絶対的支配関係の逆転——



出所) 筆者作成

ボダンの議論は「牧夫→《ヒツジ》」という支配構造の強化による絶対主義体制の正当化の議論であり、その議論の過程で主権概念が提示された。絶対主義そのものは、アンシャン・レジームとして葬られたが、主権概念は、今では「国民国家 nation-state」の基本的属性とされている<sup>33)</sup>。

33) 「主権概念は絶対主義体制を正当化し且つ強化する原理として歴史に登場した。この過程で成立したのが国民国家 nation-state であり、主権概念はこの国民国家を支える基本原理である。絶対主義そのものはやがてアンシャンレジームとして歴史から姿を消したが、主権概念は国民国家の基本的属性として継承され今なお重要な役割を果たし続けている。そうなった主な理由としてフランス革命の巨大な歴史的影響がある。革命はアンシャンレジームを葬り去ったが、主権概念は否定されるどころか、君主主権→

絶対主義を正当化する理論として登場したボダン主権論が、主権という、現代国際社会における基本的属性を示したと今なお高く評価されているのは、第二様式（牧夫→《ヒツジ》）における権力のベクトルの逆転・転倒が起り、《ヒツジ》たちが権力の座に着いたからである。

家産制の強化によって国家の形成を構想するというボダンの主権概念は、その系譜として、ホブスの『リヴァイアサン』に継承され、後の世に大きな影響を及ぼした。《ヒツジ》たちによる権力奪取をもくろむ思想的潮流は、ルソーらによって、《ヒツジ》化原理における《ヒツジ》群による国家権力の掌握という人民主権論として展開された。

### おわりに——初期遊牧組織における権力のあり方と主権概念の展開——

16世紀当時、対外的・対内的な危機への対応を目的に、国家としての統合を強化するために主権概念を打ち立てるといふ時代的な課題があった。すでに見たように、「ヨーロッパの *constitution*（組成・国体）の起源は、初期遊牧組織における三階級構造にある」という本稿の仮説からすると、主権概念確立への第一の道が、もちろん、牧夫権力の強化であった。家産制の強化は、牧夫によるヒツジの抱え込み（本稿で《ヒツジ》化と呼んでいる）という所業を出発点にしており、これがボダン絶対王政論へと結実した。

ボダンが生きた16世紀は、絶対主義の揺籃期であった。主権概念論に関する権威イェリネクは、中世の多元的国家論に対抗して、ボダンが初めて主権を体系的な形で提示したので、主権概念は、対抗概念であったと述べている<sup>34)</sup>。確かに対抗概念ではあるが、家産制の強化という側面では、

---

国民主権とその担い手を変えて継承された」（高山 2014：262）。

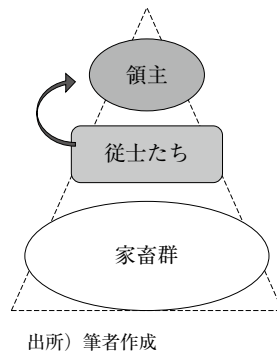
34) 「そもそもボダンが主権概念を提示した時代は絶対主義の揺籃期にあたり、ヨーロッパは激動の渦中にあつた。中世の多元的権力構造を固守しようとする旧勢力の抵抗は根強く、G. イェリネクはこの過程を次のように描写する、『中世を通じて、国家の独立を否定する勢力が三つある。第一に、教会、これは国家をみずからのしもべとしようとした。第二に、神聖ローマ帝国、これは個々の諸国家にプロヴィンスの地位だけを与えた。第三に、国家の内部の大封地所有者および社団、これは独自の権力として国家とならび、また国家と対立するものと自負していた。これら三つの勢力との闘いによって、主権の観念が成立した。主権はこのような闘争に関する知識なしには理解され得ない。主権は、このような表現が許されるとするならば対抗概念であり、まず防御的性格をもち、その後の経過の中では、攻撃的性格をもった』。以上に加えて、本稿・第一節で触れた宗教戦争に起因する社会的騒乱があつた。こうした事態に対処するためにも国家は強大な権力を必要とし、主権はそれを正当化する役割を担った。その意味からも、主権は、“最高”、“絶対的”、“永久的”でなければならず、〈不可分性〉は主権のこれらの属性を保証する標識とされたのである。しかし、やがて主権のこうした性格についての不安が広まった。特に、〈絶対性〉は完全な“無制約”、を意味し、神法・自然法の規制さえも実質的には及び得ないものであることは既に見た通りである（「暴君もまた主権者」！）。だが、この強大な国家権力のもたらす負の帰結についての深刻な不安が主権論争の歴史に新たなページを書き加えた。即ち、〈絶対性〉を否定するために〈不可分性〉そのものを否定することによって、権力の濫用・暴走を防ぎ、市民の政治的自由を守る必

ヨーロッパ伝統の（本稿で言う）*constitution*（組成・国体の原点）への回帰でもあった。

「初期遊牧組織における権力構造」に由来する第二の道が、牧夫と《ヒツジ》を入れ替えるという、いわばベクトルの逆転・転倒である。牧夫を排除して、生産者であるヒツジの大群を主権者へと押し上げることで、権力の奪取を目論むという、人民主権志向であり、革命思想にほかならない。

ところで、「初期遊牧組織における権力構造」における第三様式は、図3で見たように、牧夫と《仲介者》たるイヌたちとの間の、斜めの契約であった。この権力関係を前提にすると、図7に見るように、ヨーロッパには、主権確立にむけて、さらに、第三の道が存在したことを意味する。牧夫と《仲介者》たちとの権力関係において、従士たちが一定の自由を享受していたことを前提にして、《仲介者》たちによる主権者への昇格、あるいは、《仲介者》たちによる権力の奪取である。これは「従士制の発展形態」であるが、《仲介者》の意義の確認にほかならない。牧夫→《仲介者》関係の中で、《仲介者》による権力への介入の強化を目指しており、「初期遊牧組織における権力構造」の第三様式における《仲介者》勢力の台頭を意味した。

図7 主権強化による国家形成（3）  
——《仲介者》による主権の奪取——



そもそもボダンの主権論の解釈は一筋縄ではいかない。かかる《仲介者》勢力の台頭もまたボダンは考慮していたからである。岩崎卯一などが夙に指摘していたように、ボダン主権論には、二つの思想的側面があり、家産制強化による中央集権国家への道だけでなく、同時に、ブルジョワジーの台頭を背景に、私的所有権の承認を求め、個人の自由を尊重する市民社会重視への道も標榜されていた<sup>35)</sup>。つまり、ボダンの思想的な側面には、ブルジョワジー・個人主義・個人的自由

要を強調する新思想の登場である」（高山 2014：258-259）。

35) 「ボダンの君主主権論を、歴史的な見地から眺むると、その理論のなかには、十六世紀以前までの全ヨーロッパを支配していた封建体制の残滓と、十六世紀以後の全世界に浸潤しかけてきた市民体制の萌芽とが、はっきり見いだされる。このような残滓と萌芽とは、民族國家の元首としての國王が掌握して

の標榜など、市民社会的な要素も見られたので、ボダンには中央集権国家への推進と市民社会的要素の推進という、理念的に正反対の二面性があった（原 1963a：82）。

それ故、ボダンが提起した主権概念は、第一に、上からの確固たる権力強化であったのだから、絶対主義をはっきりと打ち出すことによって、何よりも、「自然法思考の……基礎を揺るがす」（ダントレーヴ 1952：99）のような衝撃を与えた<sup>36)</sup>。すなわち、自然法という観点から見ると、ボダンの主権概念における二面性のうち、家産制の強化は、自然法に対する挑戦であった。しかし、一方、市民社会的な自由と私的所有権の確立への志向は自然法に適っているとヨーロッパ人は考えたのである。

強者と弱者、支配者と被支配者の二者を国家内に措定し、法＝支配者の命令という〔家産制の強化という〕図式はホッブスにつながり、私的所有権は自然法だという図式は、グロチウスやロックにつながって権力の基礎づけではない自然法論に発展してゆく（原 1963a：83）。

「牧夫→《仲介者》たち」による権力関係は「初期遊牧組織における権力構造」の第三様式である以上、《仲介者》たちが求める個人的自由や私的所有権の確立など、「市民社会の強化」の方向もまた *constitution*（組成・国体の原点）への回帰であった。《仲介者》たちは、確かに牧夫のもとで、下の階級に属するかもしれないが、牧夫との「契約」は自分の意志で、自由に、取り決められていたし、嫌ならこの「契約」関係を離脱する自由があったからである。この自由の存在によって、ヨーロッパ人は、この第三の道が「自然法概念に一致する」と見なしたのである。

上記の三タイプの主権議論、すなわち、（1）ホッブスに継承されるボダンの絶対王政論、（2）ルソーなどに代表される人民主権論、さらに、（3）グロチウス、ロックに繋がる市民社会論は、いずれにしる、初期遊牧組織における三階級構造を基礎として、それを出発点にして発展した理論であった。これら三タイプの主権議論は、いずれも「至高的で、絶対的で、不可分」という属性を持つ権力（つまり、主権）があることを前提にしているが、これこそ原初的には、初期遊牧組

---

いた権力を、あくまで強化しようと腐心したボダンの主権論に、複雑な色彩を与えている。これは封建国家から市民国家への進行での中間的な媒介として立現われた近世民主国家で、しかもその台頭期で生を享けたボダンが、自分を取りまいていた時代的な環境に、順応した結果であろう。が、そのほかにも、市民社会的な性格を帯びることの多い『訟師』といったようなボダンの個人的な職域が、彼の学説の色づけに影響していることも、一応考えうるところである」（岩崎 1954b：10）。

36) 「主権理論の重要性は、いかに高く評価しても、評価し過ぎることはほとんどありえないほどのものである。それは、法律家や政治家たちの手にした恐るべき道具であり、近世ヨーロッパの形成における決定的な契機であった。それはまた熱烈な論争の対象でもあった。それは、いろいろ異なる陣営から、そしていろいろの國々において、熱狂的な支持にも遭ったし、不屈の反抗にも出会った。ところで、それは自然法的思考のそれこそ可能性の基礎を揺るがすようにも見えた」（ダントレーヴ 1952：99）。

織の三階級構造における牧夫の強制力を起源としていた。やがてヨーロッパの世界制覇に伴ってヨーロッパ文明が普遍的になることで、主権というヨーロッパ固有の概念は普遍的になった。

もしこのような仮説が正しければ、今は当たり前のように受け止められている主権の概念もまた、遊牧に起源を持つ特異な観念となる。つまり、ステップという乾燥地帯に生まれ、そこから発展し、ステップの外へと普及した遊牧に固有の観念である。「主権（少なくともその原初的な形態）」という観念は、ステップという環境面で非常に特異な条件下に生まれ、その域外に拡散した特異な思想であり、本来は、わが国を含めた温暖な湿潤地帯の世界にはそぐわない世界観である」というのが、その論理的な帰結であると言うべきだろう。

### 参考文献

- イェリネク, G. (1976) 『一般国家学』(芦部信喜 [ほか] 訳) 第2版, 学陽書房, 39, 764.
- 市瀬正幸 (1977) 「主権の政治学的原点— Jean Bodin, Les six livres de la République—」『高崎経済大学論集』20 (1~4) : 59-68.
- 岩崎卯一 (1951) 「国際社会主権論—ケルゼン学説の批判—」『関西大学法学論集』1 (1) : 1-22.
- (1952) 「多元的社会主権論—ラスキー学説の批判—」『関西大学法学論集』2 (1) : 1-21.
- (1953) 「カント主権論とその批判」『関西大学法学論集』3 (1) : 1-17.
- (1954a) 「ルソーの主権論とその批判」『関西大学法学論集』3 (3) : 1-18.
- (1954b) 「ボータンの主権論とその批判」『関西大学法学論集』4 (3) : 1-14.
- (1955a) 「アルトジウスの主権論とその批判」『関西大学法学論集』5 (2) : 1-15.
- (1955b) 「イェリネク国家学の分裂」『関西大学法学論集』(特輯) : 1-28.
- (1956) 「イェリネクの主権論とその批判」『関西大学法学論集』5 (3) : 1-18.
- (1957a) 「政治概念における社会行為説の批判」『関西大学法学論集』6 (3) : 23-59.
- (1957b) 「政治概念における社会関係説の批判」『関西大学法学論集』7 (2) : 1-29.
- (1958a) 「カール・シュミットの主権論とその批判」『関西大学法学論集』7 (6) : 1-28.
- (1958b) 「ヘーゲル主権論とその批判」『関西大学法学論集』8 (1) : 1-21.
- (1958c) 「ケルロイターの主権論とその批判」『関西大学法学論集』8 (3) : 1-27.
- (1960) 『国家の主権性』有斐閣, 278.
- (1962) 「世界観的国家批判について」『関西大学法学論集』11 (3~5) : 3-11.
- ウェーバー, マックス (1954) 『一般社会経済史要論・上巻』(黒正巖・青山秀夫訳) 岩波書店, 340.
- (1957) 『家産制と封建制』(濱島朗訳) みすず書房, 257.
- (1960) 『支配の社会学 I』(世良晃志郎訳) 創文社, 286.
- (1962) 『支配の社会学 II』(世良晃志郎訳) 創文社, 668, 47.
- (1970) 『支配の諸類型』(世良晃志郎訳) 創文社, 228, 26.
- 岡部悟朗 (2010) 「主権について (最終講義)」『鹿児島大学法学論集』45 (2) : 5-18.
- 菊地絵理香 (2002) 「ジャン・ボダンにおける家と国家—『国家論』から『悪魔的狂気』へ—」『中世思想研究』49 : 129-143.
- (2005) 「ヨーロッパ近代と悪魔学—ジャン・ボダン『妖術師の悪魔的狂気について』をめぐる研究動向—」『比較文化研究』1 : 93-100.
- (2008) 「J・ヴァイアー『悪魔の眩惑』—魔女は罪人か, 病人か?—」『古典古代学』1 : 29-51.
- (2009) 「近世初期の悪魔学 J・ボダンの時代の裁判官たち (レミ, ボゲ, ランクル, デル・リオ)

- の言説』『古典古代学』1：9-39.
- (2012)「ジャン・ボダンの正義論」『古典古代学』5：1-25.
- (2013)「ジャン・ボダン『七賢人の対話』：虚無か調和か」『古典古代学』6：25-33.
- (2014)「ボダンにおける主意主義：妖術師撲滅論と国家論の基盤として」『中世思想研究』56：49-63.
- (2017)「ボダンの靈魂不滅説」『古典古代学』10：55-66.
- 清末尊大 (1975)「ジャン・ボダンの生涯—1—」『北大法学論集』25(4)：365-448.
- (1976)「ジャン・ボダンの生涯—2—」『北大法学論集』26(3)：279-394.
- (1977)「ジャン・ボダンの生涯—3—」『北大法学論集』28(1)：45-134.
- (1980)「ジャン・ボダンの生涯—4—」『北大法学論集』30(4)：683-772.
- (1987a)「ジャン・ボダンの生涯—5—」『北大法学論集』37(5)：641-753.
- (1987b)「ジャン・ボダンの生涯—6完—」『北大法学論集』38(2)：199-223.
- (1990)『ジャン・ボダンと危機の時代のフランス』木鐸社, 531.
- 齋藤元紀・澤田直・渡名喜庸哲・西山雄二編著 (2016)『終わりなきデリダ—ハイデガー、サルトル、レヴィナスとの対話—』法政大学出版局, 572, 26.
- 佐々木毅 (2014)『主権・抵抗権・寛容—ジャン・ボダンの国家哲学—』岩波書店, 304.
- 執行 嵐 (1988)「家産制論史—マックス・ウェーバーの家産制論とその歴史学における方法的意義」『社会科学論集』九州大学教養部, 28：1-57.
- シュミット, カール (1971)『政治神学』(田中浩・原田武雄訳) 未来社, 208.
- (1972)『リヴァイアサン』(長尾龍一訳) 福村出版, 188.
- (1980)『政治神学再論』(長尾龍一ほか訳) 福村出版, 258.
- (1991)『独裁—近代主権論の起源からプロレタリア階級闘争まで—』(田中浩・原田武雄訳) 未来社, 346.
- スヴェードボリ, R. (2004)『マックス・ウェーバー—経済と社会—』(泉田渡・柳沢幸司訳) 文化書房博友社, 318.
- 柴田三千雄・樺山紘一・福井憲彦編 (1996)『フランス史 2』山川出版社, 497, 102.
- 宋 偉男 (2013)「主権の実在性について：カール・シュミット『政治神学』の権力論的読解」『社会システム研究』16：27-41.
- 高山 巖 (1992)『「民族国家」の形成と主権問題—歴史的視点からの一考察—：国家主権と国際関係論』『国際政治』101：10-31.
- (2006)「国家主権概念の起源とその形成」『埼玉大学紀要(教養学部)』42(2)：95-118.
- (2009a)「多元的国家論による主権批判」『埼玉大学紀要(教養学部)』45(1)：83-88.
- (2009b)「研究資料・整理ノート 国家主権・〈不可分性〉原理問題とグルチュースの主権主体論」『埼玉大学紀要(教養学部)』45(1)：89-97.
- (2010)「ウエストファリア考—『象徴的標識』の視点からの一試論—」『国際政治』160：48-63.
- (2012)「現代国際政治学のパラダイム変換を求めて—ジャック・デリダと世界市民主義—」『埼玉大学紀要(教養学部)』48(1)：135-145.
- (2014)「古典期主権論争史・序説—その現代的意義を求めて—」『年報政治学』2014(1)：246-268.
- ダントレーヴ, A. (1952)『自然法』(久保正幡訳) 岩波書店, 194, 6.
- (1972)『国家とは何か：政治理論序説』(石上良平訳) みすず書房, 7, 302.
- (1979)『政治思想への中世の貢献』(友岡敏明・柴田平三郎訳) 未来社, 9, 266.

- デフォー, ダニエル (2010) 『完訳 ロビンソン・クルーソー』(増田義郎訳・解説) 中公文庫 (中央公論新社) 486.
- デリダ, ジャック (2014) 『獣と主権者 I』(西川雄二ほか訳) 白水社, 448, xlvi.
- (2016) 『獣と主権者 II』(西川雄二ほか訳) 白水社, 373, xlix.
- ドゥルーズ, ジル, フェリックス・ガタリ (1994) 『千のプラトール』(宇野邦一ほか訳) 河出書房新社, 656, xii.
- 土佐弘之 (2017) 「批判的安全保障研究における動物論的転回の意味: ポスト・ヒューマニティの倫理/政治学へ」『国際協力論集 (神戸大学大学院国際協力研究科)』25 (1): 65-80.
- 中川洋一郎 (2017a) 「地球環境の悪化とユダヤ・キリスト教の人間中心主義—文明の(だが、同時に環境破壊の)起源としての遊牧—」『経済学論纂 (中央大学)』57 (3・4): 333-362.
- (2017b) 「群居性草食動物家畜化の衝撃—輪廻転生観の破壊という、人類史上の分水嶺—」『経済学論纂 (中央大学)』57 (5・6): 257-284.
- (2017c) 「フランスにおける職務間の『隙間』—1990年代初頭、現地日系メーカー日本人幹部による評価—」『中央大学経済研究所年報』49: 435-458.
- (2017d) 『新ヨーロッパ経済史 I—牧夫・イヌ・ヒツジ—』学文社, 243.
- (2017e) 『新ヨーロッパ経済史 II—資本・市場・石炭—』学文社, 293.
- (2018a) 「プラトン《魂の三区分》説とデュメジル《三区分イデオロギー》説—インド・ヨーロッパ語族民における歴史通貫的な統治原理—」『経済学論纂 (中央大学)』58 (3・4): 313-342.
- (2018b) 「フランスの職務個体化と日本の職務共有化—1990年代初頭、現地日系メーカー日本人幹部による評価 (2)—」『経済学論纂 (中央大学)』58 (5・6): 287-319.
- (2019a) 「ジョルジュ・デュメジル《三機能性》論, 1950年の蹉跎—神話形成期 (前4千年紀), 原インド・ヨーロッパ語族民組織における社会的三階級の不在という難題—」『経済学論纂 (中央大学)』59 (3・4): 399-433.
- (2019b) 「前4千年紀, 遊牧民としての原インド・ヨーロッパ語族民の生成—狩猟採集民による農牧文化の習得とステップへの進出という起業家的行動—」『経済学論纂 (中央大学)』59 (5・6): 235-272.
- ドブシュ, アルフォンス (1980) 『ヨーロッパ文化発展の経済的社会的基礎』(野崎直治・石川操・中村宏訳) 創文社, 1023, 118.
- バッシュビッツ, クルト (1970) 『魔女と魔女裁判: 集団妄想の歴史』(川端豊彦・坂井洲二訳) 法政大学出版社, 504.
- 原 英次 (1957a) 「ボダン主権論の成立」『関西大学法学論集』6 (4): 62-75.
- (1957b) 「岩崎卯一著『国家の主権性』」『関西大学法学論集』7 (3): 87-102.
- (1963a) 「ジャン・ボダンの王権拘束論」日本政治学会編『政治思想における抵抗と総合』岩波書店, 81-95.
- (1963b) 「ボダンにおける神法と自然法」『関西大学法学論集』12 (2・3): 1-15.
- 原田 鋼 (1947) 『主権概念を中心としてみたる政治学説史』研進社, 230.
- (1953) 『主権論: その展開とイデオロギー性』小峰書店, 185.
- 平野隆文 (1995) 「ジャン・ボダン『魔女論』に於ける契約と自由意志の概念を巡って—「ヨハン・ヴァイエル」の妄説への反駁—を中心—魔女・契約・法学・神学」『仏語仏文学研究』12: 3-20.
- (2000) 「ジャン・ボダンの『魔女論』: 魔女観と国家観の交差へ」『青山フランス文学論集 [復刊]』9: 5-55.
- 福田敏一 (1985) 『政治学史』東京大学出版会, xix, 534.

- ベンディクス, ラインハルト (1966) 『マックス・ウェーバー—その学問の全体像』(折原浩訳) 中央公論社, 622.
- ボダン, ジャン (2017) 「『国家論』(初版)「第一巻」本論(第一回)」(高橋薫訳) 『仏語仏文学研究』 49: 135-188.
- (2018) 「『国家論』(初版)「第一巻」本論(第二回)」(高橋薫訳) 『仏語仏文学研究』 50: 165-236.
- ボベロ, ジャン (2014) 『世界のなかのライシテー—宗教と政治の関係史』(私市正年・中村遥訳) 白水社〈文庫クセジュ〉, 153.
- 堀米庸三編著 (1973) 『ヨーロッパ中世世界の展開』 東京大学出版会, 474.
- 堀米庸三 (1976) 『ヨーロッパ中世世界の構造』 岩波書店, 440.
- 正村俊之 (2018) 『主権の二千年史』 講談社, 215.
- マリタン, ジャック (1968) 『人間と国家』(久保正幡・稲垣良典訳) 創文社, 316.
- 毛織大順 (1955) 「モナルコマキとボーダン」 『法政研究』 九州大学法政学会, 22 (2/4): 43-53.
- ロレッド, パトリック (2015) 「供犠に捧げられた, 動物の二つの身体: ジャック・デリダの哲学における動物—政治概念についての考察(ジャック・デリダ没後10年)」 『人文学報. フランス文学(首都大学東京)』 511: 59-89.
- (2016a) 「死, 動物そして触覚: デリダによるハイデガーの動物の脱構築」 『人文学報. フランス文学(首都大学東京)』 512: 125-140.
- (2016b) 「人間の倫理は供犠的か: 倫理の脱構築をめぐるデリダとレヴィナスの論争」 『人文学報. フランス文学(首都大学東京)』 512: 141-165.
- (2017) 『ジャック・デリダ 動物性の政治と倫理』(西山雄二・桐谷慧訳) 勁草書房, 151.
- 山川基・小笠原真 (2005) 「ウェーバー『支配の社会学』再考—特に『家産制』と『封建制』を中心に—」 『就実大学史学論集』 20: 169-194.
- 米谷郁子 (2015) 「『モルフィ公爵夫人』における主権権力者の身体: 再生産的未来主義に抗して」 『清泉女子大学紀要』 63: 37-51.
- BODIN, Jean (1576) *Les six livres de la République avec l'Apologie de R. Herpin*. Aalen, 1060. (なお, この版は1583年版を写真製版したものであるが, First published 1576 とあるので, 本稿では出版年は1576年としている)
- (1580) *De la démonomanie des sorciers*. Paris, 560.
- HINSLEY F. H. (1986) *Sovereignty*. second edition, Cambridge University Press, 255.
- NADASDY Paul (2007) "The gift in the animal: The ontology of hunting and human-animal sociality", *American Ethnologist*, 34 (1): 25-43.
- RUSSELL, Nerisssa (2012) *Social Zooarchaeology; Humans and Animals in Prehistory*. Cambridge University Press, New York, 548.

(中央大学経済学部教授 経済史博)